

○契約事務規則（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日（制定）
平成 27 年 4 月 1 日（最終改正）

第 1 章 総則

（競争参加者の制限）

第 4 条

- 2 契約担当役は、細則に別に定める取引停止等の措置に該当する者を一般競争に参加させることはできない。

第 4 章 随意契約

（随意契約）

第 20 条 規程第 38 条第 1 号から第 3 号の規定により契約担当役が採用できる随意契約は次の各号に掲げるときとする。

- (1) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 運送又は保管させるとき。
- (3) 外国で契約をするとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公法人及び特別の法律により設立された法人（以下「国等」という）と契約を締結するとき。
- (5) 試験、研究、開発、調査及び設計等を委託し、又は請け負わせる場合、特定の者でないとその目的を達せられないとき。
- (6) 既存製品等の機能付加、改善及び保守に関する契約であり、当該製品等を設計、製作した者以外では実施できないとき。
- (7) 現に使用中の物件の部品又は材料を買い入れるとき及びそれらを修理させるとき。
- (8) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもので、供給者が一に限定されるとき。
- (9) 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者が他人にその特許発明、実用新案若しくは意匠の実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であってその者と特許発明、実用新案若しくは意匠の実施に伴う工事、製造その他の請負、委託又は物件の買入れをするとき。
- (10) 土地又は建物の買入れ又は借り入れを行うとき。
- (11) 特定の者以外では買入れ又は借り入れできないとき。
- (12) 当該場所でなければ事務・事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定されるとき（附帯業務含む）。
- (13) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
- (14) 業務を実施するにあたり、機構以外の者が保有する資産の整備・改修等を行う必要がある契約であり、当該資産等の保有者又はその指定した者と契約を行うとき。
- (15) 機構が必要とする技術や仕様が複数存在し仕様の決定が困難な場合又は詳細かつ明確な仕様書を作成することが困難な場合で、公募により応募者からの提案を基に仕様を決定する必要があるとき。

- (16) 機構以外の者からの申請に基づくものであり、機構が必要と認めた場合であって、その者へ物品の貸し付けを行うとき。
 - (17) 共同研究契約を締結するとき。
 - (18) 災害応急復旧等緊急の必要により競争に付することができないとき。
 - (19) 現に履行中の契約を履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
 - (20) 時価に比べて著しく有利な価格で契約することができると合理的根拠をもって認められるとき。
 - (21) 騒動等の事変又は災害等により早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は価格の暴騰による不利な条件での契約になると合理的根拠をもって認められるとき。
 - (22) 前各号に掲げるもののほか、契約審査委員会が規程第38条第1号から第3号のいずれかに該当すると認めるとき。
- 2 規程第38条第4号の規定により、随意契約ができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 予定価格が250万円を超えない工事若しくは製造をさせるとき
 - (2) 予定価格が80万円を超えない物件を借り入れるとき又は予定価格が30万円を超えない物件を貸し付けるとき
 - (3) 予定価格が50万円を超えない物件を売り払うとき
 - (4) 予定価格が160万円を超えない物件を買い入れるとき
 - (5) 前各号以外でその予定価格が100万円を超えないものの契約をするとき
 - 3 随意契約によろうとするときは、その理由を明らかにしなければならない。
 - 4 契約担当役は、細則に別に定める取引停止等の措置に該当する者について、特別な事情があると認められる場合を除き、随意契約の相手方としてはならない。
 - 5 第1項の規定に基づき随意契約を行おうとする場合であって、随意契約を行おうとする相手方の他に契約相手方になりうる者がいないことを事前に確認する必要があると契約担当役が判断した場合は、公募により確認を行うものとする。

(契約情報の公表)

第37条 契約担当役は、別に定めるところにより、契約情報について公表しなければならない。

- 2 前項の公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(誓約書)

第38条 契約担当役は、契約しようとする者に対し、不正、不適切な契約を行わないことを約する誓約書の提出を求めることができる。